

府有財産(汽船「はやなみ」)の
買受一般競争入札参加要項

売払い予定の府有財産(汽船「はやなみ」)の買受入札に参加を希望する方は、買受入札参加申込みが必要です。

入札に参加される方は、本要項のほか、汽船「はやなみ」に関する仕様書等を熟読のうえ参加申込みを行ってください。

〈 買受入札参加申込の受付 〉

令和6年4月2日(火)から同月15日(月)まで

〈 入札書提出及び買受候補者の決定 〉

令和6年4月19日(金) 午前11時

令和6年4月
大阪府環境農林水産部水産課

目 次

第1章 総則	3 ページ
1-1 適用	
1-2 大要	
1-3 スケジュール	
1-4 配布図書及び提出時期	
1-5 買受入札参加資格	
第2章 買受入札参加申込	7 ページ
2-1 買受入札参加申込	
2-2 買受入札参加申込の受付	
2-3 買受入札参加資格確認書の交付	
2-4 買受入札参加申込要項等に対する質問	
2-5 売払物件の現地確認	
2-6 買受入札参加申込要項等に対する質問の回答	
2-7 入札保証金の納付	
2-8 入札書の提出	
第3章 買受者の決定及び引渡し	15 ページ
3-1 買受候補者の決定	
3-2 契約保証金の納付	
3-3 買受金額の算出方法	
3-4 大阪府暴力団排除条例に基づく審査	
3-5 売買契約の締結	
3-6 買受代金の納付	
3-7 売払物件の引渡し	
第4章 その他	
4 問合せ先	17 ページ

本要項に記載の入札件名は、『府有財産（汽船「はやなみ」）の買受一般競争入札』が正式な名称ですが、本要項その他では、『府有財産（汽船「はやなみ」）の買受入札』と表示します。

第 1 章 総 則

1-1 適用

本要項は、大阪環境農林水産部水産課が所有し、令和 6 年 2 月末をもって、新造船就航により不用となったことから売払いを予定している府有財産（以下「売払物件」という。）の買受入札（以下「本入札」という）の参加申込み等の手続きについて定めるものです。

本入札に参加を希望する者は、本要項に基づき必要な手続きを行ってください。

1-2 大要

売払いの大要は以下のとおりです。

詳細は、本要項及び仕様書等（以下「配布図書類」という。）を参照してください。

(1) 売払物件及び船舶番号

汽船「はやなみ」（船舶番号 136790）

(2) 引渡し形態

係留地（堺市堺区塩浜町 1 番地 塩浜第 3 号物揚場地先）における海上（係留）引渡し

(3) 残燃料

有（残燃料代金の算出方法については「3-2 買受金額の算出方法」に記載のとおり）

(4) 最低売却価格

2, 490, 000 円（税抜）

(5) 売払い先の決定方法

予定価格以上で、最高の入札額を提示した者を売払いの予定者（以下「買受候補者」という。）として決定する。

(6) 契約書の作成

要

(7) 契約保証金

大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 67 条に規定する契約保証金を契約締結日までに大阪府に納めてください。

(8) 経費区分

別に定めのある場合を除き、売払物件に係る入札、契約締結に要する費用、搬送及び所有権移転に必要な一切の費用は、本入札参加者及び買受候補者の負担です。

1-3 スケジュール

売払いに関するスケジュールは以下のとおりです。

内 容	日 程
買受入札参加要項等の公表 及び配布開始日時	令和6年4月2日（火） 午前10時
買受入札参加要項等に対する質問	令和6年4月2日（火）から同月15日（月）まで
売払物件の現地確認	令和6年4月11日（木）及び同月12日（金） の2日
買受参加申込の受付	令和6年4月2日（火）から 同月15日（月）ま で
買受入札参加資格確認書の交付	令和6年4月17日（水）
買受入札参加要項等に対する質問の回答	令和6年4月17日（水）
入札保証金の納付期限	令和6年4月19日（金） 午前10時30分
入札書の提出日時	令和6年4月19日（金） 午前11時
大阪府暴力団排除条例に基づく審査	買受候補者の決定後速やかに
売買契約書の作成期限	契約書送付の日から10日以内
買受代金の納付期限	納付書発効日から20日以内
買受物件の引渡し	代金の納付確認後

※日程の詳細は、後記の第2章及び第3章の各々の該当する項目でご確認ください。

1-4 配布図書類及び提出時期

本入札にかかる配布図書類及び提出時期は以下のとおりです。

	内 容	提 出 時 期	交 付 方 法
買 受 入 札 参 加 申 込 要 項 等	府有財産(汽船「はやなみ」)の買受入札 参加要項		大阪府 HP 上で交 付 (URL : https://www.pre f.osaka.lg.jp/s uisan/work/patr ol.html)
	買受入札参加申込書(様式 - 1)	買受入札参加申込時	
	買受参加資格確認書(様式 - 2)	大阪府より原則メー ルで通知します	
	使用印鑑届(様式 - 3)	買受入札参加申込時	
	誓約書(様式 - 4)	買受入札参加申込時	
質問関係	質問書(様式 - 5)	質疑時	
視察関係	現場確認参加申込書(様式 - 6)	現場確認参加申込時	
入 札 関 係	入札保証金納付書	入札時	
	入札書(様式 - 7)	入札時	
	委任状(様式 - 8)	入札時	
	買受入札参加辞退届(様式 - 9)	辞退時	
契約関係	売買契約書(様式 - 10)	契約締結時	
引渡関係	引受書(様式 - 11)	買受物件引受時	
仕様関係	汽船「はやなみ」に関する仕様書		

1-5 買受入札参加資格

本入札への参加は、個人又は、法人を問いません。

ただし、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす必要があります。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 民法第 6 条第 1 項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号及び第 4 号の規定に該当しない者であること。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

第 2 章 買受入札参加申込

2-1 買受入札参加申込

本入札への参加を希望する者は、買受入札参加の申込みが必要です。
本入札参加の申込みを行っていない者及び参加資格を有しない者は入札に参加できません。

2-2 買受入札参加申込の受付

本入札に参加を希望する方は、本入札にかかる参加資格（「1-5 買受入札参加資格」）を確認のうえ、以下のとおり申込みしてください。

(1) 受付期間

令和6年4月2日(火)から同月15日(月)まで

(2) 提出方法

持参又は郵送の方法により提出してください。その他の方法（口頭、電話及びFAX等）による提出は受けません。

ア 持参による提出

受付期間内に(3)必要書類を提出してください。

(受付場所)

〒598-0061 大阪府泉佐野市住吉町9-6
大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ

(受付の日時)

土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前10時から午後0時15分又は午後1時から午後4時

イ 郵送による提出

受付期間内必着で(3)必要書類を送付してください。

(送付先)

〒598-0061 大阪府泉佐野市住吉町9-6
大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ
府有財産売払い担当者 宛て

なお、郵送による申込みを受領した場合は、電話にて受領した旨を連絡します。ただし、令和6年4月15日(月)までに受領があった旨の連絡がない場合は、電話にて確認をお願いします。

確認先 大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ
TEL : 072-462-8649

(3) 必要書類（各1部）

- ア 買受入札参加申込書（様式-1）（必須）
- イ 使用印鑑届（様式-3）（必須）
- ウ 誓約書（様式-4）（必須）
- エ 印鑑登録証明書（個人）又は印鑑証明書（法人）
（原本で発行日が令和6年4月2日以降のもの）（必須）
- オ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し
（原本で発行日が令和6年4月2日以降のもの）（法人の場合に限る。）

(4) 補足事項

- ア 提出された書類は、本件に係る審査のみに使用し、他の目的には使用しません。なお、提出された書類は返却しません。
- イ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。
- エ 申込者名、入札金額は買受候補者を決定の後公表します。
- オ 買受入札参加申込後に辞退する場合は、入札書提出日の前日までに買受入札参加辞退届（様式-9）を提出すること。
辞退届の提出が無く、入札に不参加の場合は、辞退したものとみなします。
- カ 電子メールアドレスを保有していない方は、買受入札参加申込時に申し出て下さい。

2-3 買受入札参加資格確認書の交付

本入札への参加資格の有無については以下のとおり通知します。

(1) 結果通知

令和6年4月17日（水）までに通知します。

(2) 通知方法

本入札参加資格の有無については、「買受入札参加資格確認書」を電子メールにて送付するとともに、電話により送信の旨を連絡します。（電子メール以外の方は別途連絡します。）

電子メールアドレスに誤りがあると通知できませんので、買受入札参加申込書（様式-1）の電子メールアドレスの記載誤りにはご注意ください。

電子メール以外の方法に拠らざるを得ない方は、買受入札参加申込時に申し出て下さい。

参加資格がないと認められた申込者に対しては、その旨原則電子メールにて送付します。

交付した買受入札参加資格確認書は、入札書提出時に提出が必要です。

2-4 買受入札参加要項等に対する質問

本要項及び配布図書類に対する質問は次のとおり行ってください。

(1) 質疑受付期間

令和6年4月2日(火)午前10時から

令和6年4月15日(月)午後4時まで

(2) 質疑提出方法

電子メール、郵送又は持参の方法により提出すること。その他の方法(口頭、電話及びFAX等)による質問は受付しません。

ア 電子メールによる提出

電子メールに質問書(様式-5)を添付のうえ、以下の事務局電子メールアドレス宛てに送付してください。

この場合、件名は必ず 『【質疑提出】汽船「はやなみ」』 としてください。

送付先 水産 漁港管理事務所 suisan-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

なお、電子メールによる質問を受信した場合は、着信があった旨をメールで返信します。令和6年4月15日(月)午後5時までに返信がない場合は、電話にて確認をお願いします。

確認先 大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ

TEL: 072-462-8649

イ 郵送による提出

質問期間内必着で質問書(様式-5)を送付してください。

(送付先)

〒598-0061 大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ

府有財産売払い担当者 宛て

なお、郵送による質問を受領した場合は、電話にて受領した旨を連絡します。ただし、令和6年4月15日(月)午後5時までに連絡がない場合は、電話にて確認をお願いします。

確認先 大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ

TEL: 072-462-8649

ウ 持参による提出

質問期間内に質問書(様式-5)を提出してください。

(提出先)

〒598-0061

大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ

(受付の日時)

土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く平日の午前10時から午後0時15分又は午後

1時から午後4時

2-5 売払物件の現地確認

令和6年4月11日(木)及び同月12日(金)、係留地における売払物件の現地確認(申込者毎に30分程度(最大1時間まで))を行います。

現地確認を希望される方は、現地確認参加申込書(様式-6)により申し込みを行ってください。

(1) 現地確認申込期間

令和6年4月2日(火)午前10時から

令和6年4月8日(月)午後3時まで

(2) 申込方法

電子メール、郵送又は持参の方法により提出すること。その他の方法(口頭、電話及びFAX等)による提出は受付しません。

ア 電子メールによる提出

電子メールに現地確認参加申込書(様式-6)を添付のうえ、以下の事務局電子メールアドレス宛てに送付すること。

この場合、件名は必ず『【現地確認参加申込み】汽船「はやなみ」』としてください。

送付先 水産 漁港管理事務所 suisan-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

なお、電子メールによる現地確認参加申込書を受信した場合は、メールにて着信があった旨を返信します。ただし、令和6年4月8日(月)午後4時までに返信がない場合は電話にて確認をお願いします。

確認先 大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ

Tel : 072-462-8649

イ 郵送による提出

申込期間内必着で現地確認参加申込書(様式-6)を送付してください。

(送付先)

〒598-0061 大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ

府有財産売払い担当者 宛て

ウ 持参による提出

申込期間内に実視参加申込書(様式-6)を提出してください。

(提出先)

〒598-0061 大阪府泉佐野市住吉町 9-6
大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ

(3) 現地確認日

令和6年4月11日(木)及び同月12日(金)
(各日とも2回(午後1時から午後2時まで及び2時半から3時半まで)の開催を予定)
ただし、希望者が4組を超えた場合は別途調整する場合があります。

(4) 現場確認時の質問

現場確認時に質問がある場合は、「2-4 買受入札参加申込要項等に対する質問」
(2) ウ 持参による提出の方法」により質問書(様式-5)を提出してください。

2-6 買受入札参加申込要項等に対する質問の回答

以下のとおり質問に対する回答を行います。

(1) 質問回答日時

令和6年4月17日(水)(午前10時)

(2) 回答方法

ア 質問回答については、大阪府環境農林水産部水産課のホームページにおいて回答します。

回答書掲載 <https://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/work/patrol.html>

(3) その他

ア 回答は、すべての質問に対する回答を記載します。(質問者名は公表しません)

イ 質疑に対する回答内容は、本要項と合わせて、当該入札の条件となります。

ウ 入札や物件の売払いに関係のない質疑や、入札実施に影響を与えると判断した場合は、回答しない場合があります。その場合は、理由を付して回答しない旨の回答を行います。

2-7 入札保証金の納付 (入札日当日)

入札日当日は、入札開始時刻までに入札保証金を納付する必要がありますので、午前9時半頃迄には会場にお越しください。

先着順に入札保証金の納付事務を行いますので、待機場所でお待ちください。

(1) 入札に参加するためには大阪府へ入札保証金(保証小切手)を納付する必要があります。

(2) 入札保証金は、入札書に記載する入札金額に100分の2以上(1円未満切上げ)とします。

[例]

入札しようとする入札金額	計算式	入札保証金
5,000,000円	$\times 2 / 100$	=100,000円以上

(3) 入札保証金は入札当日の受付時に受領いたしますので、現金又は保証小切手をご用意ください。

- (4) 入札保証金の納付は1回限りです。一旦受領した後は追加や変更ができませんのでご注意ください。
- (5) 入札保証金を保証小切手で納付する場合、その保証小切手は、大阪手形交換所に加盟する金融機関の府内所在の本店又は支店が振り出し、発行日から10日以内のもので納付してください。
- (6) 入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後その場で還付し、落札者には契約締結後に還付します。なお、落札者への還付については還付請求の日から10日程度を要しますのでご了承ください。
- (7) 入札保証金には、利子は付しません。
- (8) 入札保証金は、所定の手続きを行うことにより契約保証金に充てることがきます。
- (9) 落札者が落札物件の契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格（1-5参照）を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は還付されませんので、ご注意ください。
- (10) 入札保証金を小切手で納付する場合は、一般線引き・持参人払い小切手で納付してください。（特定線引き小切手は不可）

保証小切手の見本

- 入札保証金は、保証小切手をお願いします。
- この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、個人の振出小切手は受付できません。
- 一般には、金融機関に現金を持参するか、定期預金を担保にして、保証小切手を作成することができます。

A 000000	小 切 手	大阪2701 0000-000	銀行 渡 り
〇〇銀行〇〇支店			
金額 ¥10,000,000※			
上記金額を 持参人 様へこの小切手と引き換えにお支払いください。			
振出日 年 月 日			
振出地 〇〇市			
(株)〇〇銀行〇〇支店			
支店長 〇〇〇〇 印			

- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関。
 ②振出日から10日以内に限る。
 ③大阪手形交換所に加盟する金融機関の府内所在の本店又は支店が振り出したもの

2-8 入札書の提出

入札書の提出は以下のとおりとする。

(1) 入札書提出日時

令和6年4月19日(金) 午前11時

提出時刻に入室されていない場合、入札に参加することはできません。

(2) 提出場所

〒598-0061 大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ 1階会議室

(3) 入札金額の提示方法

入札金額は入札書(様式-7)に金額を記載の上、提出してください。

(4) 金額の表記

入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札した契約希望金額の110分の100(いわゆる税抜額)に相当する金額を記載してください。

なお、入札金額は、仕様書に記載の残燃料代金を含まない額としてください。

(5) 入札回数

原則1回とする。

(6) 再度の入札

ア 予定価格以上の有効な入札書の提出がないときは直ちに再度の入札を行う。

イ 再度の入札は、2回以内とする。

ウ 当初の入札において、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することはできない。

(ア) 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者

(イ) 無効とされた入札をした者

(7) 入札時に提出するもの

ア 買受参加資格確認書(様式-2)(必要)

申込み受付の処理がなされたもの(電子メールにて送付されたもの。各自印刷のうえ持参のこと。)

イ 入札書(様式-7)(必要)

再度の入札提出に備え、入札書は複数枚準備しておくこと。

ウ 委任状(様式-8)(必要に応じて)

代表者に代わり代理人が入札書を提出する場合、提出が必要です。なお、代表者自らが入札書を提出する場合は不要です。

エ 使用印(使用印鑑届に押印の印)又は代理人使用印(必要)

オ 筆記用具(黒若しくは青の万年筆又はボールペン)

(8) 入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア. 入札金額が、最低売却価格の金額に達しない入札

イ. 買受入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札

- ウ. 指定の時刻までに入札書を提出しなかった入札
 - エ. 所定の入札書によらない入札
 - オ. 入札保証金を納付していない者の入札
 - カ. 入札金額が入札保証金の 50 倍を超える入札
 - キ. 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - ク. 代理人が参加する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印された入札書
 - ケ. 入札者又はその代理人が 1 人で 2 枚以上の入札をした場合、その全部の入札
 - コ. 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
 - サ. 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - シ. 入札金額を訂正した入札
 - ス. 入札に関し、不正な行為（他の者の入札書を覗き見る等）を行った者がした入札
 - セ. 郵送、電話又は電送等をもってした入札
 - ソ. 本要項に従わない又は違反した入札
- (9) 一旦提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (10) 買受参加資格確認書の交付を受けた者であっても、この入札徴取日までの間に買受参加資格を失った者は入札に参加することができません。
- (11) 入札に当たっての注意事項
- ① 入札書には、入札者の住所、名称を記入の上、印鑑登録印を押印してください。
代理人が入札する場合は、その者の住所、名称を併記し、代理人の印を必ず押印してください（この場合、印鑑登録印の押印は省略できます。）
 - ② 入札書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付けて記入してください。
 - ③ 金額欄の記入において使用する通貨単位は、日本国通貨（円）に限ります。
 - ④ 入札金額は貸付物件全体の貸付料年額を記入してください。
 - ⑤ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

第 3 章 買受者の決定及び引渡し

3-1 買受候補者の決定

- ア. 有効な入札を行った者のうち、入札金額が、大阪府が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。
- イ. アに該当する者が2者以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより決定します。なお、この場合、該当者はそれを辞退できません。
- ウ. 開札結果は、速やかに大阪府ホームページ等で公表します。また、入札の公平性・透明性確保のため、入札内容（買受物件、落札者の住所・氏名・落札金額、入札参加申込者の住所・氏名・入札金額）をホームページ等で公表する予定ですので、参加者はこのことを了承した上で入札に参加してください。

3-2 契約保証金の納付

- ア. 買受候補者は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第67条に規定する契約保証金を契約締結日までに大阪府に納めてください。
- イ. 契約保証金は、買受代金の滞納があった場合、その費用に充当することを目的としています。買受代金に充当した場合は、不足が生じた額を速やかに納付してください。買受候補者が売買契約の締結を行わない場合は全額大阪府に帰属します。
- ウ. 契約保証金の額は、買受金額の100分の5（1円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てる）とします。

契約保証金の計算例

買受金額	計算式	契約保証金
5,905,075円	$\times 5 / 100$	= 295,253円以上

- エ. 契約保証金には、利子はありません。
- オ. 契約保証金は所定の手続きを行うことにより、買受金額に充当することができます。
- カ. 買受候補者が契約を締結し、買受代金を納付した後、大阪府は、買受候補者からの請求に基づき、契約保証金を返還します。なお、返還にあたっては、請求後、10日程度要しますので、あらかじめご承知おきください。

3-3 買受金額の算出方法

買受額は、買受候補者が入札した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出される金額に、残燃料代金（※1）を加算して算出される額（1円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てる）とします。

なお、残燃料の量は誤差の如何に関わらず2,200ℓとして計算します。

※1 残燃料代金については次式により算出します。

(Q 当たり税抜単価×残燃料量+消費税及び地方消費税相当額)

計算例=(147円30銭/ Q ×2, 200 Q ×1.10)=405,075円

(参考： Q 当たり税抜単価とは、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課が公表する「石油製品価格調査1. 給油所小売価格調査(ガソリン、軽油、灯油)」

(毎週月曜日調査・水曜日公表)における軽油の令和6年4月17日公表の大阪地域価格

3-4 大阪府暴力団排除条例に基づく審査

買受候補者が法人の場合は、大阪府暴力団排除条例に基づき、本府が指定する期日までに、役員名簿(氏名及びその読み仮名、生年月日がわかるもの)を提出しなければいけません。

なお、役員名簿を提出しない場合又は条例に基づく警察関係への照会の結果、暴力団及び暴力団密接関係者であった場合は契約の相手方になることはできません。

3-5 売買契約の締結

(ア) 「3-3 大阪府暴力団排除条例に基づく審査」の結果、暴力団及び暴力団密接関係者に該当しない場合、契約書を送付します。(原則電子メール)

(イ) 買受候補者は、契約書が送付された日から10日以内に、売買契約書により契約を締結してください。

(ウ) 買受候補者が契約を締結しない場合は、契約予定金額の100分の2に相当する額を違約金として徴収します。(1円未満の端数が生じる場合は円単位で切り上げます。)

3-6 買受代金の納付

(ア) 買受候補者は、「3-4 売買契約の締結」の後、本府が発行する納入通知書により、納付書発行日から20日以内に買受代金を納付してください。

(イ) この場合、所定の手続きを行うことにより、契約保証金を買受代金に充当することができます。その場合は、買受代金から契約保証金の額を差し引いた額を納付していただきます。

3-7 売払物件の引渡し

買受代金の納付の日から起算して10日以内に売払物件を引き渡します。

物件の引渡しに関する詳細及び注意事項は次のとおりです。

(1) 引渡し場所

「1-2 大要(2)」のとおり。

(2) 引受書の提出

買受者は、物件を引き受けるときは、引受書を提出してください。

(3) 引渡しにかかる注意事項

買受者は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすること

ができません。

また、買受者は、目的物の引渡し時以後に生じた目的物の滅失又は損傷を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

なお、引渡しについては、事前に「第4章4 問合せ先」の担当者と協議を行い、業務に支障が生じないようにすること。

第 4 章 そ の 他

4 問合せ先

大阪府漁港管理事務所 漁港・漁業取締グループ

〒598-0061 大阪府泉佐野市住吉町 9-6

TEL : 072-462-8649

(担当者) 入札、契約手続等に関する事 上田、天野
売払物件、汽船「はやなみ」に関する事 森脇、名倉

汽船「はやなみ」に関する仕様書

【適用】

本仕様書は、売払い予定の府有財産の汽船「はやなみ」（以下「売払物件」という。）の主な仕様等を示すものである。

買受入札に参加を希望する者は、本仕様書等により見積金額を算出すること。

なお、本仕様書に記載のない事項及び疑義は、別紙「府有財産（汽船「はやなみ」）の買受一般競争入札参加要項」に定める現地確認及び質問により解決を図るものとする。

また、本仕様と汽船「はやなみ」装備品等が相違している場合には、現地確認の上、汽船「はやなみ」に装備されている装備品等を優先します。

【外観及び係留状態】 撮影日：令和6年1月22日



【売払物件の主要目】

1 船 体	
主要寸法	全長 21.00m×幅 4.80m×深さ 2.30m
総トン数	30トン
船質・船型	軽合金製・ディープV型
燃料油槽・清水槽	燃料油槽 4,400ℓ・清水槽 360ℓ
2 機 関	
主機関	4 サイクル船用ディーゼル機関(mtu) DDC/MTU 12V2000M90 915kw(1,245ps)/2,230rpm 2 基
推進器	5 翼一体型(かもめプロペラ)
補機関	4 サイクル船用ディーゼル機関(いすゞマリン) UM4JBIE 26.5kw(36ps)/1,800rpm 1 基
発電機	防滴型交流発電機(大洋電機) 25KVA 225V 1 基
3 性 能	
速 力	試運転最大 37.0ノット 航海速力 32.7ノット
4 定 員	船員 6名 その他 12名 計 18名
5 資 格	第3種漁船
6 航 海 計 器	
磁気コンパス	DC24V 時差修正付(佐浦計器) 1 式
磁気方位センサー	DC24V PG-1000(古野電気) 1 式
多機能レーダー	AC100V 15インチ 72マイル FR-1510(古野電気) 1 式
GPSプロッタ	カラーGPSプロッタ魚探 GP-1670F(古野電気) 1 式
真風向風速計	AC100V(日本エレクトリックインスルメント) 1 式
リモート表示器	DC24V LED(古野電気) 1 式
小型オートチャート プロッタ	AC100V SPL500M(横河電子機器) 1 式
電気式水温計	DC24V デジタル液晶表示 TI-20(古野電気) 1 式
7 無 線 装 置	
国際VHF 無線電話装置	DC24V 150MHz帯 FM-8700(古野電気) 1 式
双方向VHF 無線電話装置	150MHz帯 FM-8(古野電気) 1 式
日本語ナブテックス 受信機	DC24V 424KHz NX-600(古野電気) 1 式
レーダートランスポンダ	9GHz帯 GMDSS対応 TBR-600(古野電気) 1 式
衛星非常用位置指示 無線標識装置	TEB-700(古野電気) 1 式
全波受信機	DC24V IC-R100(アイコム) 1 式

【売払物件の装備品(諸設備1・船内)】

(操舵室内)	数量	
エアコン	1台	ハウジングタイプ(ダイキン工業)
海図台用カーテン	1式	遮光カーテン
海図	21枚	大阪湾から瀬戸内海東部及び紀伊水道に至る海域
潮汐表	1冊	海上保安庁刊行
灯台表	1冊	海上保安庁刊行
双眼鏡	1個	Nikon製 7×50 7.3°
(船員室内)		
エアコン	2台	ルームタイプ(ダイキン工業)
救命胴衣	16着	法定装備品
座布団	8枚	甲板座席用(8人分)
換気扇	1台	三菱電機
シンク	1箇所	ステンレス製
トイレ	1箇所	水洗式洋式トイレ

【売払物件の装備品(諸設備2・外回り)】

(外回り)	数量	
探照灯	1台	AC220Vキセノン 300w 電動リモコン(三信船舶電具)
投光器	1台	AC100Vハロゲン 300w 防水防錆型(三信船舶電具)
電子ホーン	1台	DC24V 第3種汽笛 船内指令機能付
電動キャプスタン	2台	0.5t×15m/min 電動220V 1.5kw
陸電受電ケーブル	1組	長さ30m程度

【売払物件の装備品(諸設備3・その他)】

その他、航海用具並びに救命設備及び消防設備については、汽船「はやなみ」の船舶件名表に添付されているリストに準じて法定装備品を船内に積み込んでいるが、メーカーによる廃版となっている装備品については、これに代わる同等の装備品に変更している。

【売払物件の主な点検履歴等】

○履歴・経歴

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 平成 12 年 2 月 25 日 | 竣工 |
| 2. 平成 13 年 2 月 5 日 | 第 1 種中間検査受検 |
| 3. 平成 12 年 3 月 21 日 | 臨時検査受検(一般通信用無線電話等取替) |
| 4. 平成 17 年 1 月 28 日 | 第 2 回定期検査受検(主機全開放検査) |
| 5. 平成 20 年 1 月 18 日 | 第 1 種中間検査受検 |
| 6. 平成 22 年 1 月 29 日 | 第 3 回定期検査受検(主機全開放検査) |
| 7. 平成 25 年 1 月 29 日 | 第 1 種中間検査受検 |
| 8. 平成 26 年 2 月 4 日 | 臨時検査受検(一般通信設備の変更) |
| 9. 平成 27 年 2 月 3 日 | 第 4 回定期検査受検(主機全開放検査) |
| 10. 平成 30 年 1 月 29 日 | 第 1 種中間検査受検 |
| 11. 令和 2 年 2 月 4 日 | 第 5 回定期検査受検(主機全開放検査) |
| 12. 令和 5 年 2 月 8 日 | 第 1 種中間検査受検 |

○今後の予定(大阪府環境農林水産部水産課では、検査を受検しない。)

次回、第 6 回定期検査(時期:令和 6 年 11 月 16 日から令和 7 年 2 月 16 日までの間)

【売払物件の係留地及び現場確認、引渡し場所】

本船の現場確認及び引渡し場所は、次のとおりとする。

大阪府堺市堺区塩浜町 1 番地 塩浜第 3 号物揚場地先

位置図(広域)↓



位置図(詳細) ↓



【引渡し日】

別紙「府有財産(汽船「はやなみ」)の買受一般競争入札参加要項」のとおり

【本船の現地確認】

別紙「府有財産(汽船「はやなみ」)の買受一般競争入札参加要項」のとおり

【残燃料】

軽油 約 2,200ℓ (残燃料値の誤差: 上下ともに 10 ℓ)

なお、見積時等の残燃料量及び残燃料代金の算出方法は、別紙「府有財産(汽船「はやなみ」)の買受一般競争入札参加要項」のとおり

船内写真
操舵室(後方より前方)



船員室寝台



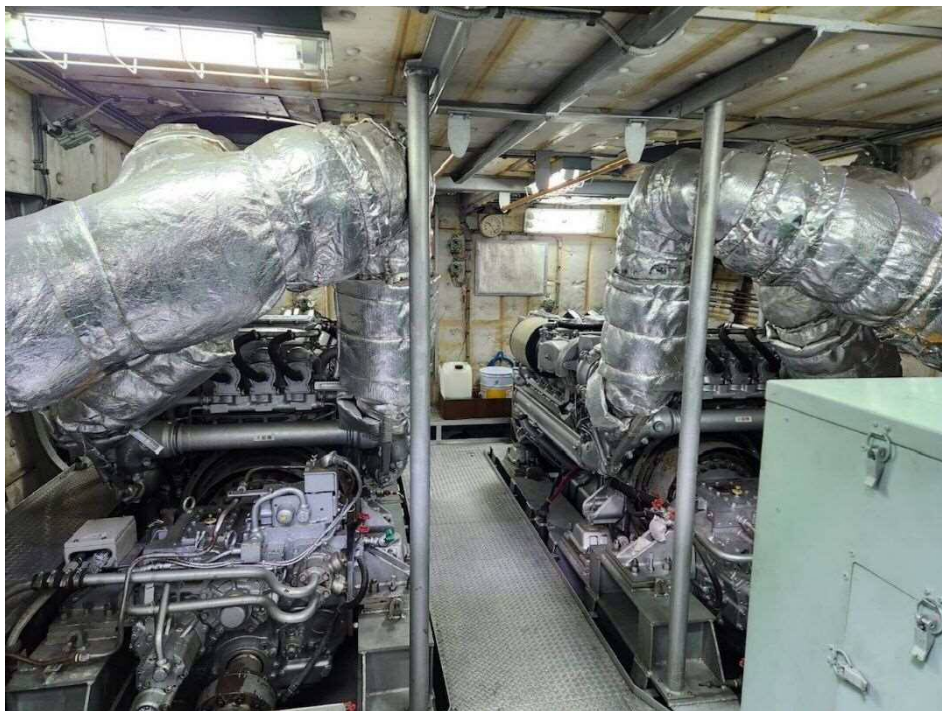
船員室(階段と待機室、トイレ)



操舵室(前方より後方)



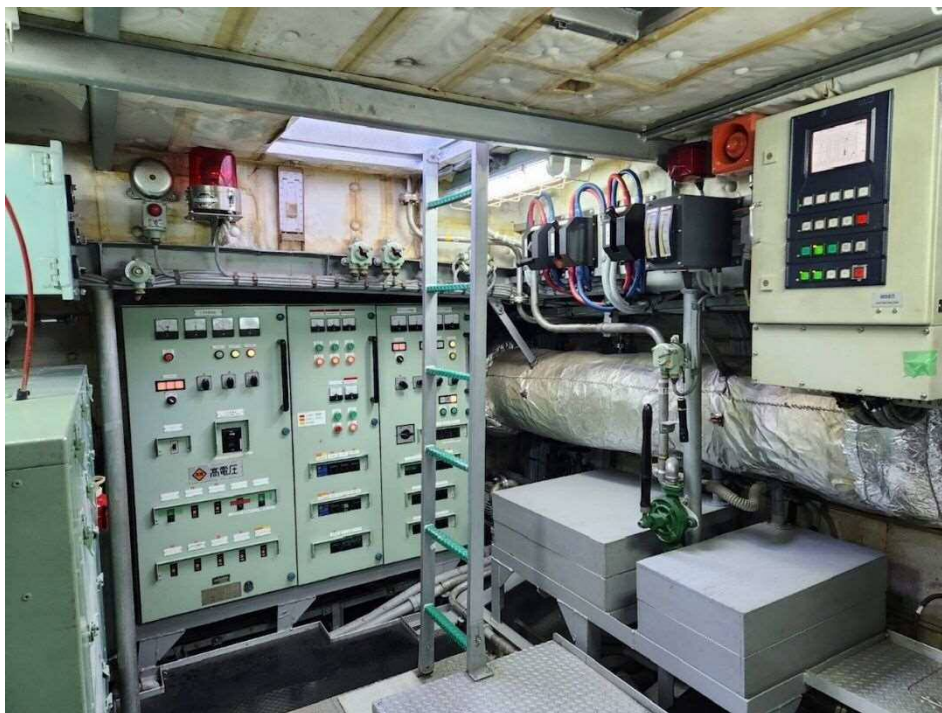
機関室(主機)



機関室(補機)



機関室出入口と操作盤等



以上

買受入札参加申込書

令和 年 月 日

大阪府知事様

下記の府有財産の売払いにかかる要項等を順守のうえ、買受見積りに参加いたしたく、関係書類を添えて申込みいたします。

また、買受人となった場合は、買受代金をご指定どおり納付いたします。

記

- 1 売払物件の名称 汽船「はやなみ」(船舶番号136790)

【申込者】

所在地(住所) 商号又は名称 代表者職・氏名	
電話番号(代表)	
メールアドレス	

※ 担当者への連絡を円滑に行うため、部署、担当者氏名等を記載のこと

【担当者】

部署等	
氏名	
電話番号(直通)	
メールアドレス	

(様式-2)

買受入札参加資格確認書

府水第 号
令和6年 月 日

様

大阪府知事

先に申請のあった府有財産(汽船「はやなみ」)の買受に係る入札参加資格申込について、下記のとおり確認したので通知します。

記

売払物件の名称	汽船「はやなみ」(船舶番号136790)
参加資格の有無	有

使用印鑑届

令和 年 月 日

大阪府知事 様

私は、府有財産(汽船「はやなみ」(船舶番号136790)の買受入札に関して、下記のとおり使用印鑑届を提出します。

申請者	所在地(住所)	
	商号又は名称	
	(代表者職・)氏名	

印鑑

実印	使用印

【委任事項】

大阪府との間に関し次の1～4についての権限を委任します。

- 1.見積り
- 2.契約の締結
- 3.契約に関する各種証明事項
- 4.物件の引受け

【注意事項】

使用印と実印は、同一印でも結構です。ただし、社印(角印)の使用は不可とします。

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事様

令和 年 月 日

買受候補者

所在地
(住所)

商号又は名称
(代表者職・氏名)

生年月日

(様式-5)

質 問 書

令和 年 月 日

【質問者】

商号又は名称 (代表者職・)氏名 担当者名	
電話番号(直通)	
メールアドレス	

資料名等	ページ・項番	質問内容

(様式-6)

現地確認参加申込書

令和 年 月 日

大阪府知事様

府有財産(汽船「はやなみ」)の買受に関する見積りにあたり、現地確認に参加します。

1 申込者

所在地(住所)	
商号又は名称	
担当者名	
電話番号(直通)	
メールアドレス	

2 参加人数

参加人数	人
------	---

3 参加希望時間

	4月16日(火)	4月17日(水)
10:00~11:00		
14:00~15:00		

※現地確認に参加可能な時間帯に○を付けてください。

※決定した日時は上記担当者名あての電子メールにてお知らせします。当日は時間までに現地にお越しください。

※希望が重複する場合、水産課で個別に調整させていただく場合があります。

令和 年 月 日

整理番号

No.

入札保証金納付書

大阪府知事様

入札者
所在地
法人名
代表者職氏名

印

(印鑑登録印)

代理人
住所
氏名

印

(代理人使用印)

府有財産(汽船「はやなみ」)の買受入札に係る入札保証金を、次のとおり納付します。

記

保証金額		¥				
内 訳	現金	¥				
	有価証券	¥				
	有価証券 明細	証券名	種別	記号番号 枚数	額面	備考 (発行年月日)
				枚	¥	
				枚	¥	
				枚	¥	
合計			¥			
上記の保証金を受け取りました。(入札終了後) 氏名 印						

- (注) 1. 当日の受付までに必ず必要事項を記入し印鑑登録印を捺印して下さい。
2. 代理人が入札する場合、入札者の所在地・法人名・代表者職氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印を捺印してください。

府 使 用 欄	保証金領収確認欄(保証金受入係)	大阪府環境農林水産部水産課長 印
	保証金保管確認欄(保証金保管係)	大阪府環境農林水産部水産課出納員 印
	保証金還付確認欄(本書と引換えに還付:保証金受入係)	大阪府環境農林水産部水産課長 印

入札書

令和 年 月 日

大阪府知事様

所在地(住所)

商号又は名称

(代表者職)氏名

印

府有財産(汽船「はやなみ」)の買受一般競争入札参加要項及び契約書の各条項並びに仕様書等を熟知のうえ、下記のとおり入札します。

記

買受物件名称 汽船「はやなみ」(船舶番号136790)

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額									

※入札書に記載された金額は、契約希望金額の100/110に相当する金額である。

注意

1. 金額を訂正しないこと。
2. 金額記載の文字はアラビア字体とすること。
3. 金額の頭に¥記号をつけること。

委任状

令和 年 月 日

私は、府有財産(汽船「はやなみ」)の買受けに関する入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

府有財産(汽船「はやなみ」(船舶番号136790))
の買受けにかかる入札に関する一切の権限

2 代理人

住 所
氏 名

代理人使用印

申込者

所在地(住所)

商号又は名称

(代表者職・)氏名

印

注1) 委任状は、入札当日に必要です。

注2) 申込者の印は、使用印鑑届の使用印欄に押印している印鑑を押印してください。

注3) 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

(様式-9)

入札参加辞退届

令和 年 月 日

大阪府知事様

所在地(住所)

商号又は名称

(代表者職・)氏名

印

下記の入札について、辞退いたします。

記

1 買受対象物件

汽船「はやなみ」(船舶番号136790)

2 入札日時

令和6年〇月〇〇日(〇)午前11時

府有財産売買契約書

売払人大阪府(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 円とする。
(うち消費税及び地方消費税相当額金 円※適用税率10%)

(支払方法)

第4条 乙は、前条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記嘱託)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了した時に、乙に移転したものとす

る。
2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記を申請するものとし、甲はこれに必要な書類等を乙に提供するものとする。

(売買物件の引渡し)

第6条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した時をもって、現状有姿のまま売買物件を乙に引き渡したものとす

(危険の移転及び契約不適合責任等)

第7条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。

2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第8条 乙は、この契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(違約金)

第9条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円

(2) 第10条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第11条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、次のいずれかに該当すると認められるとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に事実的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第12条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

(1) この契約の締結に要する費用

(2) 所有権移転登記等に要する費用

(疑義等の決定)

第13条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文

適格請求書発行事業者の登録番号 T4000020270008

乙 所在地(住所)

商号又は名称

(代表者職) 氏名

物 件 の 表 示

名 称	船 舶 番 号	総トン数
汽船「はやなみ」	136790	30トン

(様式-11)

引 受 書

令和 年 月 日

大阪府知事様

所在地(住所)

商号又は名称

(代表者職・)氏名

令和 年 月 日付けで府有財産売買契約を締結しました下記物件について、現地にて受領しました。

記

売払物件の名称

汽船「はやなみ」(船舶番号 136790)